## 平成29年度地方分権に関する提案募集対応方針 兵庫県提案(21件)

NO	提案項目	第二次回答		対応方針(閣議決定)
1	地方自治体が公用目的で取 得する小型船舶の登録事項 証明書等の交付手数料の無 料化	対応不可	実現	・円滑な不法係留対策の実施に必要な範囲内で、地方公共団体が小型船舶の所有者に関する登録情報を無償で取得できる仕組みを平成30年中に構築する。
2	災害ボランティアツアーに 係る旅行業法の適用除外	提案の実現に 向けて対応	実現	・災害ボランティアツアーについては、地方公共団体や社会福祉協議会が関与し、一定の要件を満たす場合には、旅行業の登録なく実施が可能であることを都道府県に通知する。 (平成29年7月28日に通知済み)
3	農業集落排水処理施設で排 水処理が可能な事業場の拡 大(県・市町連携提案:多 可町)	提案の実現に 向けて対応	実現	・事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水に該当するか否かについては、地方公共団体が判断するものであることを、地方公共団体に通知する。(平成29年11月20日に通知済み)・「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、排水の水質等のデータを収集し、技術的な検討を行った上で、浄化槽において処理しても支障がないことが明らかとなった場合には、その結果を地方公共団体に平成30年度中に通知する。
4	地方創生推進交付金の抜本 的な見直し(県・市町連携 提案:洲本市)	提案の実現に 向けて対応	一部実現	・新規事業及び継続事業について、年度当初から着手が可能となるよう、申請時のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。 ・事前相談や説明会等を通じ、地方公共団体が行う事務内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。
5	空き家の適正管理に向けた 空家等対策の推進に関する 特別法の見直し(県・市町 連携提案:洲本市)	対応不可	提案を踏まえ 対応を検討	・空き家等の所有者等の責務の在り方を含め、全国空き家対策推進協議会における議論を踏まえ検討する。 ・空き家等の円滑な適正管理に資するための方策の事例について、地方公共団体に平成30年度中に情報提供する。 ・空き家等の所有者等による適切な管理の促進方策について、ガイドライン、通知等により地方公共団体に周知を図る。
6	特別支援教育就学奨励事業 等にかかる業務の政令市へ の移譲	現行規定で対 応可能	提案を踏まえ 対応を検討	・市町村が設置した特別支援学校等について、支給等に係る事務負担軽減策を検討し、 平成30年中に結論を得る。
7	へき地診療所における管理 者の常勤要件の緩和(県・ 市町連携提案:多可町)	提案を踏まえ て対応を検討		・関係団体からの意見を踏まえて検討し、平 成29年度中に結論を得る。

NO	提案項目	第二次回答	対応方針(閣議決定)	
	施設入所児童の医療的ケア を担う看護師の配置におけ る補助要件の見直し	提案を踏まえ て対応を検討		・児童福祉法等の一部を改正する法律や、平成29年8月2日に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。
9	寄附金税額控除に係る申告 特例通知書の様式の見直し (県・市町連携提案:洲本 市)	提案を踏まえ て対応を検討		・地方税電子化協議会と協議を行いつつ、地 方税ポータルシステム(eLTAX)を活用して 電子的送付を可能とする方向で検討し、平成 30年中に結論を得る。
10	コミュニティバスの導入に おける地域公共交通会議の 取扱いの見直し(県・市町 連携提案:洲本市)	現行規定で対 応可能	現行規定で対 応可能	・地域公共交通会議等における合意については、必ずしも全会一致を意味するものではなく、同会議等の設置要綱等に定められた議決方法により決することでることを明確化するため、議決方法の実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。・地域公共交通会議の協議事項については、道路運送法上合意する必要がある意することがしましい事項について整理し、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。
11	狩猟免許を受けていない農 林業者による鳥獣の捕獲許 可の要件緩和(はこわなの 追加)(県・市町連携提 案:三田市)	現行規定で対 応可能	現行規定で対 応可能	・農林業被害等の防止を目的として、地方公共団体、農業協同組合等の法人が許可を受ける場合であれば、当該法人が開催する講習会の受講や地域の関係者と十分な調整を図ること等を条件に、狩猟免許を有する者の一定の監督の下、狩猟免許を持たない農林業者がはこなわを用いてシカ、イノシシ等を捕獲できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。
12	四等三角点の軽微な異状の 復旧等に係る権限の市町村 への付与(県・市町連携提 案:多可町)		現行規定で対 応可能	・異状があった場合や災害等が発生した場合の復旧に向けた対応及び必要となる手続、廃棄する場合の具体的な手続等について、平成30年中に周知する。
13	土地開発公社が地方自治体 から委託を受け農地を取得 する場合の農地法第5条の 適用除外	提案を踏まえ て対応を検討	対応不可	(対応方針には記載なし)
14	都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和(県・市町連携提案:神戸市)	対応不可	対応不可	(対応方針には記載なし)
15	広域連合の規約変更手続の 弾力化	対応不可	対応不可	(対応方針には記載なし)

NO	提案項目	第二次回答		対応方針(閣議決定)
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)に係 る長時間開所加算の要件緩 和(県・市町連携提案:川 西市、三田市)	予算編成過程 で検討	予算編成過程 で検討	
	放課後児童支援員等処遇改 善等事業の要件緩和(県・ 市町連携提案:洲本市)	予算編成過程 で検討	予算編成過程 で検討	
18	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(放課後子供教室)に係る補助対象の拡充(県・市町連携提案:洲本市)	予算編成過程 で検討	予算編成過程 で検討	
19	空き家再生等推進事業にお ける改修後の用途の拡充	予算編成過程 で検討	予算編成過程 で検討	
20	災害救助法の救助範囲の拡 大	予算編成過程 で検討	予算編成過程 で検討	
21	「農用地区域内」にある水 路に係る農振除外要件の緩 和	対応不可	対応不可	— (内閣府との調整において、関係府省との調 整をしないと区分された項目)